

Column 知財の国際舞台から

Vol.10 「今朝の挨拶は？」

WIPO PCT 国際協力部部長 夏目 健一郎

1. 朝の挨拶

朝一番に同僚と顔を合わせた際に、野球など前日のスポーツの試合の結果が話題になることは日本でも少なくない。相手のお気に入りのチームを知っていれば「昨日は、●●が勝ってよかったですね」と挨拶代わりに言葉を交わす。

これはヨーロッパでも同様だ。2016年夏は、オリンピックネタも朝の挨拶には登場した。オリンピック以外では、特にサッカーはヨーロッパで人気があるのでよく話題になる。2016年はサッカーの欧州チャンピオンを決めるユーロカップが開催されたこともあり、6月10日から7月10日までの大会期間中は、いつも以上にサッカーが話題になった。フランスが勝った翌日はフランス人の同僚に「おめでとう」、ドイツが負けた翌日にドイツ人の同僚に「残念だったね」、そして勝ったフランス人が負けたドイツ人に対して「お早う、and ありがとう」といった具合である。

そんなユーロカップの日々であったが、大会期間中でありながら6月24日の朝は違った。その日の朝の挨拶は、ヨーロッパ人に、とりわけイギリス人に「EU 離脱だね…」であった。

2. 英国の EU 離脱

国民投票の結果を受けて、イギリスは2年間の交渉を経て、EU から離脱することが決定された。メイ新首相も再投票は行わず EU 離脱に向けての交渉を進めていくとしているので、今後 EU 側と離脱の詳細について具体的な交渉が行われていくことになる。WIPO でも同僚のイギリス人と話をしたところ、一度国民投票に付

された案件は、通常、20年間は再度国民投票には付されないと話していたので、ちゃぶ台返しはないと思われる。今後は離脱後も引き続き EU 市場への自由なアクセスをできる限り確保したいイギリスと美味しいところだけを取られてはたまらない EU との間で交渉が展開されることになるだろう。

3. WIPO との関係

WIPO は加盟の主体となるのは基本的に国である。例えば WIPO の加盟国といった場合、WIPO 設立条約の加盟国であるかを指標とするならば、イギリスは加盟国であるが EU 自体は加盟国ではない。したがって、イギリスが EU を脱退したとしても、イギリス自体は依然として WIPO 加盟国であり続け、WIPO との関係で即座に大きく状況が変わるわけではないと言える。

しかし、最近の WIPO においては、イギリスなどの国のみならず EU のような組織も加盟国になることができる条約が存在する。例えば、WIPO には商標に関するマドリッド制度というものがある。国際商標登録に関する制度であるが、この制度には EU も加盟しており、EU の商標、意匠制度を所管する EU 知的財産庁¹を指定することにより、イギリスを含めた EU 域での商標保護を求めることができる。既に EU 知財庁を通じてイギリスでも保護されてきた商標権は現時点ではその効力に変化はない。EU 離脱の後にそれらの権利の扱いがどうなるのか（自動的に英国の商標に転換されるのか、英国内での商標権継続のための何らかの手続きが必要になるか、など）は、今後の英国と

EU の交渉の中で検討されていくことになる。もちろん、EU 離脱後は EU 知財庁を通じて英国での商標保護を求めることはできなくなるので、マドリッド制度を使って英国での商標保護を求める場合は EU とは別に英国も指定することが必要になる。

意匠のハーグ制度についても、マドリッド制度と同様に EU が加盟できる。したがって、ハーグ制度を活用し EU 知財庁を指定して既に英国に存在する意匠権については現時点では状況に変化はないが、EU 離脱後の扱いについては、商標と同様に交渉次第となる。また EU 離脱後にはハーグ制度を使っても EU 知財庁経由で英国において意匠保護を求めることができず、別途英国を指定する必要がある点も商標と同様である。

特許はどうであろうか。WIPO の国際特許制度である PCT は EU がメンバーになっていないので、その意味では何かが変わることはない。ヨーロッパの特許と言えば EPO が審査をする欧州特許条約に基づく制度があるが、これは EU とは別の組織である。英国が EU を離脱することと、英国が欧州特許条約の締約国であり続けるか否かは別問題であるので、英国が EU 離脱するか否かに関わらず、英国が欧州特許条約の加盟国であり続ける限り大きな変化はないといえよう。つまり、英国の EU 離脱の前も後も変わらずに、PCT を活用して EPO を指定することによりイギリスを含めてヨーロッパ (EPO 加盟国)²で特許保護を求めることができる。

しかしながら、欧州では EU レベルで単一特許制度と統一特許裁判所の設立が合意されており、こちらには影響があると考えられる。英国の EU 離脱により、単一特許の効力が英国に

及ばないことになる、ということはもちろんであるが、統一特許裁判所の行方も気になる。統一特許裁判所は第一審に相当する裁判所がパリ、ミュンヘン、そしてロンドンに設置される予定とされているが、英国が EU から離脱することにより、ロンドンに設置される予定であった裁判所は、別の場所に設置されることになることが考えられる。

WIPO ではないが知的財産の観点では、WTO の TRIPS 協定がある。WTO も EU がメンバーであり、知的財産を含めた WTO の交渉では EU に交渉を一元化して対応している。今回の離脱により、日本やアメリカと同様に、イギリスは単独の加盟国として交渉に参加することになるであろう。

4. 離脱の決定の後は

英国で EU 残留か離脱の投票が行われる前には残留派、離脱派ともに積極的な活動を行い、有権者は種々の検討をした上で投票をしたであろう。その一方で、離脱が決定した後に、英国で「EU 離脱とは?」、「EU を離脱したら我々 (英国人に) 何が起るのか」という点についての検索がネット上で急増したともされる³。EU を離脱したらどうなるのか、ということは何れも投票の前にチェックしておくべきなのでは、と突っ込みたくもなるが、それは置いておこう。WIPO としてはイギリスが WIPO 加盟国であり続けてくれることを期待しながら、状況を見守るといったところであろうか。さて、明日の朝の挨拶はどんな話題が出るのか。

¹ 2016年3月に OHIM (欧州共同体商標意匠庁) から EU 知的財産庁に名称が変更された。

² EU と欧州特許条約の加盟国は完全には一致しない点に注意が必要。EU を離脱していない現時点においてイギリスは両方の加盟国。

³ 例えば、<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/1606/25/news026.html> など。

Ken-Ichiro Natsume

日本国特許庁にて審査官、審判官としてエレクトロニクス、コンピュータ関連の審査、審判業務に携わる。その間、カリフォルニア工科大学客員研究員、特許庁国際課、総務課、調整課審査基準室、外務省経済局、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部などにおいて、特許行政、国際交渉にも従事。2012年に WIPO 日本事務所所長に就任し、2014年4月から現職。